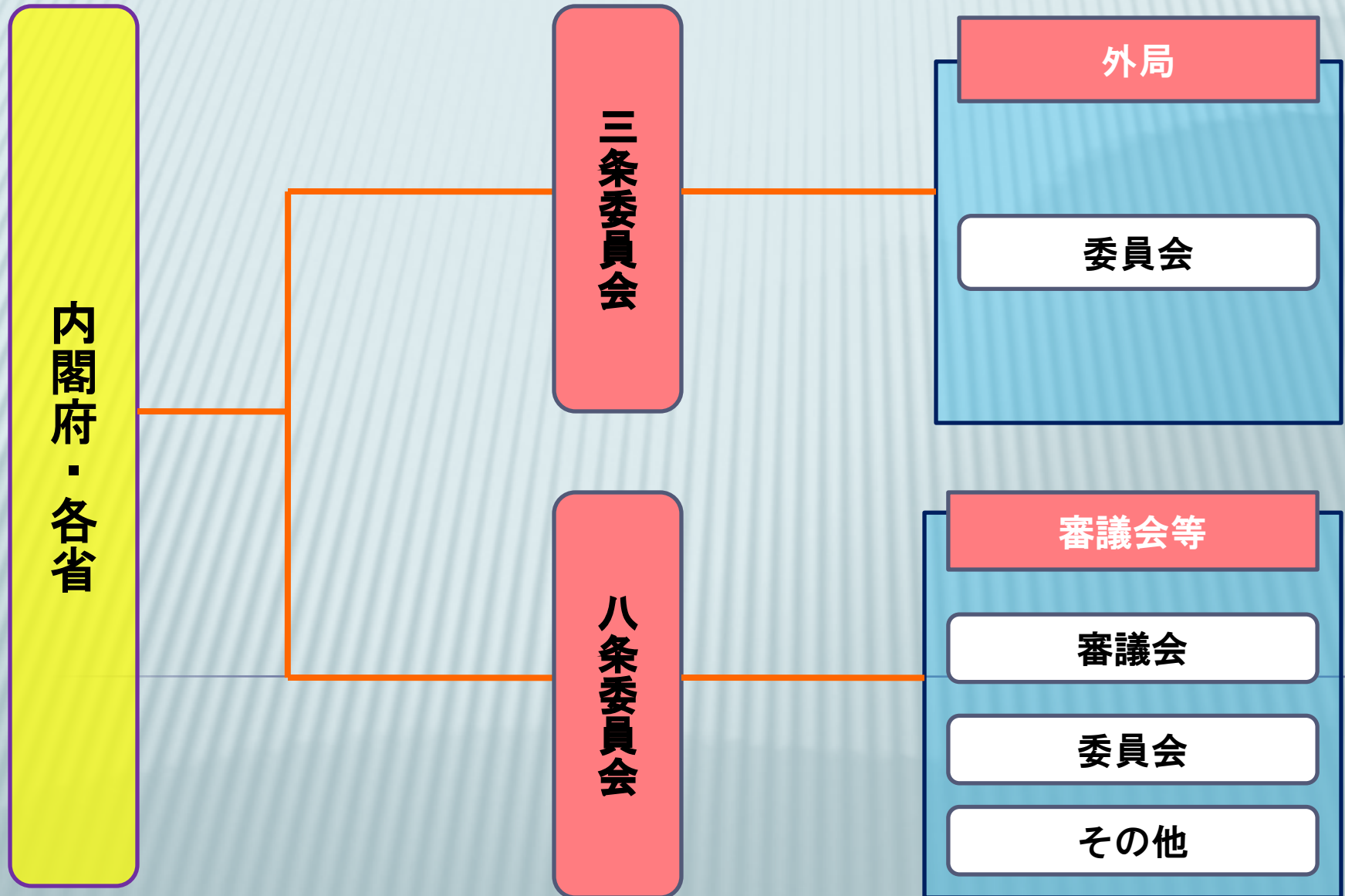


# 第三者的機能を有する機関の全体像

第 1 回WG事務局提出資料・リバイス版



# いわゆる三条委員会と八条委員会について

## 1 いわゆる三条委員会の概要

- いわゆる三条委員会とは、内閣府設置法（以下「内府法」という。）第64条及び国家行政組織法（以下「国組法」という。）第3条に規定されている委員会をいい、それ自体として独自に国家意思の決定を行い、外部に表示する機関である。

## 2 いわゆる八条委員会の概要

- いわゆる八条委員会とは、内府法第37条及び第54条並びに国組法第8条に規定されている委員会をいい、審議会等というカテゴリーのもとに、調査審議、不服審査、その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどる合議制の機関である。

# 参照条文 (三条委員会関係)

参考1

## ○内閣府設置法（平成11年法律第89号）（抄）

（内閣府に置かれる委員会及び庁）

第64条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

※表略

## ○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第3条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第2項の国の行政機関として置かれるものは、別表第1にこれを掲げる。

※ 別表略

# 参照条文 (八条委員会関係)

参考2

## ○内閣府設置法（平成11年法律第89号）（抄）

（設置）

第37条 本府には、第4条第3項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置くことができる。

2 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

※表略

（審議会等）

第54条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

## ○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

（審議会等）

第8条 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

# いわゆる八条委員会の類型について

- いわゆる八条委員会については、①基本的政策型と②法施行型に分けられる。
- 基本的政策型とは、行政の企画・立法過程における法案作成や法案作成につながる事項などの基本的な政策を審議事項に含む審議会等をいう。
- 法施行型とは、行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合に、当該事項のみを審議事項とする審議会等をいう。



# 審議会等の整理合理化に関する基本計画

## (平成11年4月27日閣議決定)

中央省庁等改革を推進するため、審議会等の整理合理化に関する基本的計画を以下のとおり定める。

### 1. 審議会等の整理合理化

#### (1) 審議会等の整理

審議会等の設置については、別紙1の「審議会の設置に関する指針」によることとする。これに基づき既存の個々の審議会等について次の①～⑤の方針により整理を行った結果、府省の再編に際し設置する審議会等の名称は別表のとおりとする。

#### 別表 審議会等の整理合理化関係

(注) 本表において「基本的政策型審議会」とは、行政の企画・立法過程における法案作成や法案作成につながる事項などの基本的な政策を審議事項に含む審議会等をいい、「法施行型審議会」とは、行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項について、法令又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合に、当該事項のみを審議事項とする審議会等をいう。

1. 府省再編時において存置する審議会等（72審議会等。名称は現行のもの。（ ）内は中央省庁等改革関連法律案等にて名称を変更予定の審議会等の新名称案。）

(1) 基本政策型審議会（22審議会等）（抄）

公衆衛生審議会（厚生科学審議会）、中央社会福祉審議会（社会保障審議会）、中央労働基準審議会（労働政策審議会）

(2) 法施行型審議会（42審議会等）（抄）

原子爆弾被爆者医療審議会、医道審議会、中央薬事審議会（薬事・食品衛生審議会）、援護審査会、社会保険審査会、中央社会保険医療協議会、中央最低賃金審議会、労働保険審査会

# 第三者的機能を有する機関の例（その1）

資料1-2

第1回WG事務局提出資料・リバイス版

	内閣府	各省
3条委員会 (外局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公正取引委員会</li> <li>○国家公安委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運輸安全委員会 (国土交通省)</li> <li>○中央労働委員会 (厚生労働省)</li> </ul>
8条委員会 (審議会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者委員会</li> <li>○食品安全委員会</li> <li>○原子力安全委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保障審議会 (厚生労働省)</li> <li>○厚生科学審議会 (厚生労働省)</li> <li>○医道審議会 (厚生労働省)</li> <li>○薬事・食品衛生審議会 (厚生労働省)</li> <li>○社会保険審査会 (厚生労働省)</li> <li>○年金業務・社会保険庁 監視等委員会 (総務省)</li> </ul>

# 第三者的機能を有する機関のスタイル (3条委員会関係)

	権能・権限の概要
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等の規制（事業者への違反行為の排除命令・課長金納付命令など）</li> <li>○事業者等への資料提出・報告要求 等</li> </ul>
国家公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察庁の管理（警察に関する制度の企画・立案、警察に関する国の予算など）</li> <li>○警察行政に関する調整 等</li> </ul>
運輸安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○航空事故等の原因究明等のための調査（航空事業者等からの報告徴収・関係者への立入りを含む。）</li> <li>○当該調査の結果に基づき、航空事故等の被害の軽減のため講ずべき施策等について、国土交通大臣・航空事業者等への勧告</li> <li>○当該施策等について、国土交通大臣・関係行政機関の長への意見</li> <li>○関係行政機関の長等への資料提出要求 等</li> </ul>
中央労働委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働争議のあっせん、調停及び仲裁</li> <li>○不当労働行為事件の審査 等</li> </ul>

※ 3条委員会には、8条委員会のような一般的類型がない。



# 第三者的機能を有する機関のスタイル (8条委員会関係①)

	権能・権限の概要	類型
<b>消費者委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者利益の擁護・増進に関する基本的な政策に関する重要事項について、自ら調査審議・内閣総理大臣、関係各大臣等への建議</li> <li>○当該重要事項について、内閣総理大臣、関係各大臣等の諮問に応じて調査審議・同大臣への意見</li> <li>○消費者安全法第20条の規定による勧告のほか、個別法の規定によりその権限に属せられた事項の処理</li> <li>○関係行政機関の長への資料提出・意見開陳・説明要求</li> </ul>	基本的 政策型 ＋ 法施行型
<b>食品安全委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品健康影響評価の実施</li> <li>○当該評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策等について、内閣総理大臣を通じた関係行政機関の長への勧告</li> <li>○食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項について、自ら調査審議・関係行政機関の長への意見</li> <li>○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等</li> </ul>	基本的 政策型 ＋ 法施行型
<b>原子力安全委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制等について、企画・審議・決定</li> <li>○当該規制等について、内閣総理大臣を通じた関係行政機関の長への勧告</li> <li>○関係行政機関の長への資料提出・意見開陳・説明要求 等</li> </ul>	基本的 政策型

## 第三者的機能を有する機関のスタイル (8条委員会関係②)

	権能・権限の概要	類型
<b>社会保障審議会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保障・人口問題に関する重要事項について、厚生労働大臣等の諮問に応じた調査審議・同大臣又は関係行政機関への意見</li> <li>○当該重要事項について、厚生労働大臣等への意見</li> <li>○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等</li> </ul>	基本的 政策型
<b>厚生科学審議会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公衆衛生に関する重要事項について、厚生労働大臣の諮問に応じた調査審議・同大臣への意見</li> <li>○当該重要事項について、厚生労働大臣等への意見</li> <li>○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等</li> </ul>	基本的 政策型
<b>医道審議会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理（医師・歯科医師の免許取消しに係る厚生労働大臣への意見など）</li> <li>○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等</li> </ul>	法施行型
<b>薬事・食品衛生 審議会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理（医薬品の承認に係る厚生労働大臣への意見など）</li> <li>○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求</li> <li>○医薬品等の使用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するため、自ら調査審議・厚生労働大臣への意見 等</li> </ul>	法施行型
<b>社会保険審査会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保険（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等）に関する処分に対する不服審査 等</li> </ul>	法施行型
<b>年金業務・社会 保険庁監視等 委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金記録等の業務について、総務大臣の求めに応じて調査審議・総務大臣への意見</li> <li>○関係行政機関の長への資料提出・意見表明・説明要求 等</li> </ul>	法施行型

# 参考

## (第三者組織に関する動き)

### (1) ワクチン政策について助言・提言を行う組織について

- 米国においては、ACIP（予防接種の実施に関する諮問委員会）という組織が、保健・社会福祉省から委嘱を受け、予防接種で予防可能な疾患について、その対策につきCDC及び保健・社会福祉省に助言と提言を行っている。
- 日本には、こうした様々な関係者の意見を政策に反映させる組織が存在しないとして、国会等で、米国のような組織の必要性が議論されている。

### (2) 医療事故発生時に調査を行う仕組みについて

- 医療事故が起こったときに、真相を究明し、再発の防止や患者側の納得が得られる調査をする仕組みについて、必要性が議論されている。

# 第三者的機能を有する機関の例（その2）

委員会名	根拠法	設置先	組織法の位置付け	組織体制					
				実数（【】内は定数）	勤務形態	委員			事務局実数
						属性	任命	任期	
公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	内閣府	内閣府設置法第49条（委員会、※2）	5人【5人】	全員常勤	法律又は経済に関する学識経験のある者	両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命	5年	779人
国家公安委員会	警察法	内閣府	内閣府設置法第49条（委員会、※2）	6人【6人】	常勤あり	法曹界、言論界、産学官界等の代表者	両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命	5年	警察庁内に置かれた会務官が庶務を担当している。
運輸安全委員会	運輸安全委員会設置法	国土交通省	国家行政組織法第3条（委員会、※2）	13人【13人】	うち8人は常勤	委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者	両議院の同意を得て国土交通大臣が任命	3年	179人
中央労働委員会	労働組合法	厚生労働省	国家行政組織法第3条（委員会、※2）	公益委員、使用者委員及び労働者委員各15人【各委員15人】	公益委員のうち2人は常勤	○公益委員 公益を代表する者 ○使用者委員 使用者を代表する者 ○労働者委員 労働者を代表する者	○公益委員 両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命 ○使用者委員 使用者団体の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命 ○労働者委員 労働組合の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命	2年	113人



委員会名	根拠法	設置先	組織法の位置付け	組織体制					
				委員					事務局 実数
				実数（【】内は定数）	勤務形態	属性	任命	任期	
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法	内閣府	内閣府設置法第37条（審議会等、※1）	10人 【10人以内】	全員非常勤	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者	内閣総理大臣が任命	2年	2人
食品安全委員会	食品安全基本法	内閣府	内閣府設置法第37条（審議会等、※1）	7人 【7人】	うち4人は常勤	食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者	両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命	3年	56人
原子力安全委員会	○原子力基本法 ○原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	内閣府	内閣府設置法第37条（審議会等、※1）	5人 【5人】	全員常勤	学識経験のある者	両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命	3年	70人
社会保障審議会	厚生労働省設置法	厚生労働省	国家行政組織法第8条（審議会等、※1）	26人 【30人以内】	全員非常勤	学識経験のある者	厚生労働大臣が任命	2年	1人 （※3）
厚生科学審議会	厚生労働省設置法	厚生労働省	国家行政組織法第8条（審議会等、※1）	27人 【30人以内】	全員非常勤	学識経験のある者	厚生労働大臣が任命	2年	1人 （※3）
医道審議会	厚生労働省設置法	厚生労働省	国家行政組織法第8条（審議会等、※1）	30人 【30人以内】	全員非常勤	学識経験のある者	厚生労働大臣が任命	2年	3人 （※3）

委員会名	根拠法	設置先	組織法の位置付け	組織体制					
				実数（【】内は定数）	属性	委員		事務局 実数	
						任命	任期		
薬事・食品衛生審議会	厚生労働省設置法	厚生労働省	国家行政組織法第8条（審議会等、※1）	30人【30人以内】	全員非常勤	学識経験のある者	厚生労働大臣が任命	2年	2人（※3）
薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会運営委員会	薬事分科会血液事業部会運営委員会規程		（薬事・食品衛生審議会の中に設置）	【6人】		血液製剤を使用する患者の代表、医療関係者や研究者等血液事業に専門的知見を有する者	部会に属する委員から部会長が指名		2人
社会保険審査会	社会保険審査官及び社会保険審査会法	厚生労働省	国家行政組織法第8条（審議会等、※1）	6人【6人】	全員非常勤	人格が高潔であって、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者	両議院の同意を得て厚生労働大臣が任命	3年	9人
年金業務・社会保険庁監視等委員会	総務省組織令	総務省	国家行政組織法第8条（審議会等、※1）	6人【7人以内】	全員非常勤	学識経験のある者	総務大臣が任命	日本年金機構の発足まで（平成22年1月1日発足予定）	15人

※1 いわゆる8条機関であり、審議会等というカテゴリーのもとに、調査審議、不服審査、その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどる合議制の機関。

※2 いわゆる3条機関であり、国家意思を決定し、外部に表示する機関。

※3 本会の下に設置されている部会等の事務局の人数を除く。

（参考文献：塩野宏「行政法Ⅲ・第3版」）

委員会名	権限・機能の主な概要
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○違反行為（私的独占、不当な取引制限等）を行った事業者への当該違反行為を排除するために必要な措置の命令（法第7条第1項、法第20条第1項）</li> <li>○不当な取引制限等を行った事業者への課徴金納付命令（法第7条の2第1項）</li> <li>○事業者等への資料の提出要求等（法第40条）</li> <li>○事件について必要な調査をするための事件関係人等からの報告徴収等（法第47条第1項第1号から第4号まで）</li> </ul>
国家公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察制度の企画立案、予算、国の公安に係る事案についての警察運営、警察教養、警察通信及び警察行政に関する調整等の事務に係る警察庁の管理（法第5条第2項）</li> <li>○法律の規定に基づきその権限に属させられた事務（法第5条第3項）</li> <li>○緊急事態の布告についての内閣総理大臣への勧告（法第71条第1項）</li> <li>○緊急事態の際の内閣総理大臣の職権行使についての必要な助言（法第75条）</li> </ul>
運輸安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○航空事故等の原因究明等のための調査（法第5条第1号から第6号まで）</li> <li>○上記調査の結果に基づく国土交通大臣又は原因関係者への勧告（法第5条第7号）</li> <li>○航空事故等の防止のため講ずべき施策についての国土交通大臣又は関係行政機関の長への意見（法第5条第8号）</li> <li>○必要な調査・研究（法第5条第9号）</li> <li>○法律に基づき委員会に属させられた事務の処理（法第5条第10号）</li> <li>○事故等調査に係る航空事故関係者等からの報告徴収等（法第18条）</li> <li>○上記事故等調査の結果に基づく国土交通大臣又は原因関係者への勧告（法第26条第1項及び第27条第1項）</li> <li>○関係行政機関の長等への資料の提出要求等（法第28条の3）</li> </ul>
中央労働委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働組合の資格の審査及び証明（法第5条第1項、第11条）</li> <li>○不当労働行為事件の審査等に関する事務（法第19条の2第3項）</li> <li>○労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務（法第19条の2第3項）</li> <li>○法律に基づき委員会に属させられた事務（法第19条の2第3項）</li> <li>○使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対する出頭・報告提出等の要求又は関係工場事業場への臨検・検査（法第22条第1項）</li> <li>○都道府県労働委員会の事務処理についての当該都道府県労働委員会への勧告、助言等（法第27条の22）</li> <li>○争議行為による業務の停止が国民経済の運行を阻害し、又は国民生活を危うくするおそれがある事件に係る緊急調整の決定についての内閣総理大臣への意見（労働関係調整法第35条の2第2項）</li> <li>○緊急調整の決定があった場合における当該争議の解決のための措置（法第35条の3第2項）</li> </ul>
消費者委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要事項に関し、自ら調査審議・内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官への建議（法第6条第2項第1号）</li> <li>○内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、重要事項に関し、調査審議（法第6条第2項第2号）</li> <li>○消費者安全法第20条の規定による内閣総理大臣への勧告及び報告要求（法第6条第2項第3号）</li> <li>○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理（法第6条第2項第4号）</li> <li>○関係行政機関の長への資料の提出要求等（法第8条）</li> </ul>
食品安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品健康影響評価の実施等に係る基本的事項に関し、内閣総理大臣への意見（法第23条第1項第1号）</li> <li>○同法の規定により、又は自ら食品健康影響評価の実施（法第23条第1項第2号）</li> <li>○上記評価の結果に基づく食品の安全性の確保のため講ずべき施策についての内閣総理大臣を通じた関係各大臣への勧告（法第23条第1項第3号）</li> <li>○上記施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときの内閣総理大臣を通じた関係各大臣への勧告（法第23条第1項第4号）</li> <li>○食品の安全性の確保のために講ずべき施策についての調査審議・関係行政機関の長への意見（法第23条第1項第5号）</li> <li>○必要な科学的調査・研究（法第23条第1項第6号）</li> <li>○関係行政機関の長への資料の提出要求等（法第25条）</li> </ul>
原子力安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に係るものに関し、企画、審議、決定（法第13条第1項）</li> <li>○内閣総理大臣を通じた関係行政機関の長への勧告（法第24条）</li> <li>○関係行政機関の長への資料の提出要求等（法第25条）</li> <li>○従業者からの原子力事業者等の法令違反に係る申告についての調査、必要な措置を講ずることについて関係行政機関の長への勧告（法第13条第2項）</li> </ul>



委員会名	権限・機能の主な概要
社会保障審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働大臣等の諮問に応じ、社会保障・人口問題に関する重要事項を調査審議（法第7条第1項第1号及び第2号）</li> <li>○社会保障・人口問題に関する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関への意見（法第7条第1項第3号）</li> <li>○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理（法第7条第1項第4号）</li> <li>○関係行政機関の長への資料の提出要求等（社会保障審議会令第9条）</li> </ul>
厚生科学審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働大臣の諮問に応じ、公衆衛生に関する重要事項を調査審議（法第8条第1項第1号）</li> <li>○公衆衛生に関する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関への意見（法第8条第1項第2号）</li> <li>○厚生労働大臣又は文部科学省大臣の諮問に応じ、保健婦等の学校等の指定等に関する重要事項を調査審議（法第8条第1項第3号）</li> <li>○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理（法第8条第1項第4号）</li> <li>○関係行政機関の長への資料の提出要求等（厚生科学審議会令第8条）</li> </ul>
医道審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理（法第10条第1項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師・歯科医師の免許取消しに係る厚生労働大臣への意見（医師法第7条第4項、歯科医師法第7条第4項）</li> <li>・医師国家試験・歯科医師国家試験の科目、実施方法等の策定に係る厚生労働大臣への意見（医師法第10条第2項、歯科医師法第10条第2項）</li> </ul> </li> <li>○関係行政機関の長への資料の提出要求等（医道審議会令第8条）</li> </ul>
薬事・食品衛生審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理（法第11条第1項及び第2項並びに令第1条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品の承認に係る厚生労働大臣への意見（薬事法第14条第8項）</li> <li>・副作用等の報告等の厚生労働大臣からの報告聴取（薬事法第77条の4の4第1項、※）</li> <li>・自ら調査審議・厚生労働省大臣への意見（薬事法第77条の4の4第2項、※）</li> </ul> </li> <li>○関係行政機関の長への資料の提出要求等（薬事・食品衛生審議会令第10条） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 参議院における修正を経て、平成14年薬事法改正で追加。</li> </ul> </li> </ul>
薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○①定期的な血液事業の運営状況の確認、②緊急時等に機動的に開催して、安全性等に関する情報を共有・評価し、必要な措置等の検討、③医薬食品局以外の他部局、関係機関等から幅広く情報収集等を行うため、血液事業部会の中に恒常的に設置されているもの。 【経緯】HIV感染等の経験を踏まえ、平成14年薬事法改正を契機として、血液事業を定期的にチェックし、緊急時には迅速に対応できるよう、厚生労働大臣の諮問機関である薬事・食品衛生審議会の血液事業部会に設置し、危機管理に対応していくこととしたもの。</li> </ul>
社会保険審査会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康保険、船員保険、厚生年金保険、国民年金保険等の再審査請求・審査請求等の事件の処理（法第19条）</li> <li>○審理を行うための当事者からの報告徴収等（法第40条第1項第1号から第5号まで）</li> </ul>
年金業務・社会保険庁監視等委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務大臣の求めに応じ、社会保険庁の業務についての重要事項を調査審議（総務省組織令附則第21条第2項第1号）</li> <li>○重要事項に関し、総務大臣に意見（総務省組織令附則第21条第2項第2号）</li> <li>○関係行政機関の長への資料の提出要求等（年金業務・社会保険庁監視等委員会令第6条）</li> </ul>